

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成 19 年 7 月 1 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年形広連条例第 16 号。以下「条例」という。）第 49 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。以下「政令」という。）第 3 条に定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 3 号の規則で定める記述等は、政令第 4 条に定める記述等とする。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第 2 条の 3 条例第 2 条第 11 号ただし書の規則で定める処理は、次に掲げるものとする。

- (1) 文書又は図画の内容を記録するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (3) 専ら文書、図画又は電磁的記録の内容を電気通信の方法により公開するための処理

(個人情報取扱事務の届出事項等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更年月日
 - (2) 個人情報の経常的な目的外利用及び提供の有無
 - (3) 通信回線を利用する電子計算機の結合の有無
 - (4) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
 - (5) その他必要な事項
- 2 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、個人情報取扱事務（開始・変更）届出書（別記様式第 1 号）によるものとする。
- 3 条例第 7 条第 2 項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書（別記様式第 2 号）によるものとする。
- 4 条例第 7 条第 3 項に規定する目録は、個人情報取扱事務届出簿とし、総務課に備え置くものとする。

(個人情報保護責任者)

第 4 条 個人情報取扱事務を所管している課等（以下「所管課」という。）に個人情報保護責任者を置き、個人情報保護責任者は所管課の長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、所管課における個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、所属職員を指揮監督するものとする。

(第 1 号代理人による開示請求)

第5条 条例第14条第2項第1号に規定する実施機関が特別の理由があると認める者は、保有個人情報の本人が身体上の障がい又は病気のため、自ら来庁して開示請求をすることが困難であると認められる者の代理人（以下「第1号代理人」という。）とする。

（保有個人情報開示請求書の記載事項等）

第6条 条例第15条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保有個人情報の開示の方法

(2) 代理人（条例第14条第2項に規定する代理人をいう。以下同じ。）が開示請求をするときは、当該請求に係る保有個人情報の本人の区分並びに氏名及び住所

(3) 開示請求をする代理人が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名

2 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第3号）によるものとする。

（本人等であることを証明するために必要な書類）

第7条 条例第15条第2項（条例第24条第4項、第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が保有個人情報を開示請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として山形県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認めるもの

(2) 法定代理人が保有個人情報を開示請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍全部事項証明書、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類として広域連合長が認めるもの

(3) 第1号代理人が保有個人情報を開示請求する場合 当該第1号代理人に係る第1号に定める書類並びに保有個人情報の本人が第5条の規定に該当する者であることを証明する書類及び当該第1号代理人の資格を証明する書類として広域連合長が認めるもの

(4) 条例第14条第2項第2号に規定する本人の委任による代理人が保有特定個人情報を開示請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類及び当該代理人の資格を証明する書類として広域連合長が認めるもの

（開示請求に対する決定の通知書等）

第8条 条例第20条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保有個人情報を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第4号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第5号）

(3) 保有個人情報を開示しない旨の決定をしたとき 保有個人情報非開示決定通知書（別記様式第6号）

2 条例第21条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記様式第7号）とする。

3 条例第22条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（別記様式第8号）とする。

（第三者への意見照会書等）

第9条 条例第23条第1項及び第2項に規定する書面は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（別記様式第9号）とする。

2 条例第23条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示に関する意見書（別記様式第10号）によるものとする。

3 条例第23条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第11号）とする。

（開示の実施等）

第10条 条例第24条第1項に規定する保有個人情報の開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において実施するものとする。

2 条例第24条第2項に規定する電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) フィルム（マイクロフィルムを除く。）、録音テープ及び録画テープに記録されている保有個人情報 当該フィルム、録音テープ及び録画テープの当該保有個人情報に係る部分の視聴又は聴取

(2) 磁気テープ（録音テープ及び録画テープを除く。）、磁気ディスク、光ディスク及びマイクロフィルム（以下この号において「磁気テープ等」という。）に記録されている保有個人情報 当該磁気テープ等から通常の方法により印字装置を用いて出力した物の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(3) 前2号に定めるもの以外の電磁的記録に記録されている保有個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

3 広域連合長は、保有個人情報の開示を受ける者が、当該保有個人情報が記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付部数は、1部とする。

（費用の徴収）

第11条 条例第26条に規定する保有個人情報が記録されている行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際、これを徴収する。

（保有個人情報訂正請求書の記載事項等）

第12条 条例第28条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 代理人が訂正請求をするときは、当該請求に係る保有個人情報の本人の区分並びに氏名及び住所

(2) 訂正請求をする代理人が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名

2 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第12号）とする。

（訂正請求に対する決定の通知書等）

第13条 条例第30条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保有個人情報を訂正する旨の決定をしたとき 保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第13号）

(2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分訂正決定通知書
(別記様式第 14 号)

(3) 保有個人情報を訂正しない旨の決定をしたとき 保有個人情報非訂正決定通知書 (別記様式第 15 号)

2 条例第 31 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書 (別記様式第 16 号) とする。

3 条例第 32 条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書 (別記様式第 17 号) とする。

(保有個人情報利用停止請求書の記載事項等)

第 14 条 条例第 35 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 代理人が利用停止請求をするときは、当該請求に係る保有個人情報の本人の区分並びに氏名及び住所

(2) 利用停止請求をする代理人が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名

2 条例第 35 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書 (別記様式第 18 号) とする。

(利用停止請求に対する決定の通知書等)

第 15 条 条例第 37 条において準用する条例第 30 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたとき 保有個人情報利用停止決定通知書 (別記様式第 19 号)

(2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 保有個人情報部分利用停止決定通知書 (別記様式第 20 号)

(3) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたとき 保有個人情報非利用停止決定通知書 (別記様式第 21 号)

2 条例第 37 条において準用する条例第 31 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書 (別記様式第 22 号) とする。

3 条例第 37 条において準用する条例第 32 条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 (別記様式第 23 号) とする。

(諮問をした旨の通知書)

第 16 条 条例第 39 条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書 (別記様式第 24 号) によるものとする。

(運用状況の公表)

第 17 条 条例第 48 条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例 (平成 19 年形広連条例第 1 号) 第 2 条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(1) 個人情報取扱事務の届出件数

(2) 開示、訂正及び利用停止請求の件数並びに処理状況

(3) 審査請求の件数及び処理状況

(4) その他必要な事項

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月30日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に残存する旧規則の規定に基づいて作成された請求書、届出書その他の書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月17日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に残存する旧規則の規定に基づいて作成された請求書、届出書その他の書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年8月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 11 条関係）

	用紙の規格等	作成方法		費用の額
写しの作成に要する費用	日本工業規格 A 列 3 番以下のもの	電子複写機による複写	モノクロ	1 枚につき 10 円
	その他		カラー	1 枚につき 80 円
		委託等による複写		委託等に要した額
写しの送付に要する費用				郵送に要する額

備考 1 枚の用紙の両面に複写した場合における費用の額は、2 枚として計算する。

別 記

様式第1号（第3条関係）

個人情報取扱事務（開始・変更）届出書

年 月 日

山形県後期高齢者医療広域連合長

実施機関

個人情報取扱事務の（開始・変更）に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務を開始又は 変更する年月日	年 月 日
事務の名称	
所 管 課	
届 出 内 容	別紙「個人情報取扱事務（開始・変更）届出」のとおり

個人情報取扱事務（開始・変更）届出

事務の開始又は変更年月日		年 月 日		事務の区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
事務の名称					
事務の目的					
所 管 課					
対象者の範囲					
個人情報の 記録項目	一般的事項	基本的事項	経歴・成績等	経済状況	個人生活
		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 成績・能力 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 賞罰の履歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> 納税額等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会活動状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/>
	要配慮個人情報	(取扱い) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 逮捕等その他の刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実		
		(取扱いの根拠)	法令等の名称 (第1号該当の場合)		
		<input type="checkbox"/> 条例第6条第 号該当)		
個人情報の 収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外				
	(収集先) (根拠) 条例第8条第3項第 号該当				
		<input type="checkbox"/> 同一実施機関内での利用			
保有個人情報の 経常的な目的 外利用・提供 の有無	<input type="checkbox"/> 有				
	(利用・提供先) (根拠) 条例第9条第1項第 号該当				
		<input type="checkbox"/> 無			
個人情報の 電子計算機 結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 (結合先) (<input type="checkbox"/> 国等				
	<input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> その他 ())				
事務の外部 委託の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個人情報が 記録されて いる主な行政 文書の名称					
備 考					

様式第2号（第3条関係）

個人情報取扱事務廃止届出書

年 月 日

山形県後期高齢者医療広域連合長

実施機関

個人情報取扱事務の廃止に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の廃止年月日	年 月 日
当該事務に係る保有個人情報の管理の終了予定年月日	年 月 日
事務の名称	
所 管 課	
備 考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

請求者（法定代理人等が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名）
郵便番号
住 所
氏 名
連絡先（電話番号）

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求をする 保有個人情報の 内 容 〔 保有個人情報の名称又は知りたい内容を具体的に記入してください。〕	
開示の方法 〔 希望するものの□に✓印を記入してください。〕	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）

※法定代理人等が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔 該当するものの□に✓印を記入してください。〕	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の氏名 及 び 住 所	氏 名
	住 所 (郵便番号) 連絡先（電話番号)

- （注）1 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証等）の提出又は提示が必要です。
2 法定代理人等が請求する場合には、（注）1の書類のほか、本人との関係（資格）を証明する書類（戸籍全部事項証明書、戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

※次の欄は記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 法定代理人等の資格 ()	
所管課 課	備考	整理番号 —
		受付印

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
開 示 の 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
開 示 の 場 所	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- 1 開示の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課へご連絡ください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分については、上記3の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記3の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報部分開示決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付で請求があった保有個人情報の開示については、次のとおりその一部を開示することに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
開 示 の 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
開 示 の 場 所	
開 示 す る こ と が で き な い 部 分 及 び そ の 理 由	(開示することができない部分) (理 由)
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- 1 開示の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課へご連絡ください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分については、上記3の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記3の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報非開示決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
開示するこ とができな い 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の開示については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定期間を延長したので通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定による当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の開示については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第22条の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定期間を特例延長したので通知します。

請求があった保有個人情報の内容	
山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定による当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る保有個人情報のうち上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
特例延長の理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

第 号
年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見照会書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「保有個人情報の開示に関する意見書」によりあなたのご意見を 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

請求があった 保有個人情報の 名称又は内容	
保有個人情報に 含まれている あなたに関する 情報の内容	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

住 所

氏 名

電話番号

※法人その他の団体にあつては事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで照会のありましたことについて、次のとおり提出します。

請求があつた 保有個人情報の 名称又は内容	
<p><input type="checkbox"/> 開示されることについては支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 開示されることについては支障がある。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none">・支障がある部分 ・その理由 <p>〕</p>	

注 該当するものの□に✓印を付し、必要な事項を記入してください。

第 号
年 月 日

保有個人情報の開示決定に関する通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報を開示することについて、 年 月 日付けで意見書の提出がありましたが、次のとおり開示することに決定しましたので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第3項の規定により通知します。

請求があった保有個人情報の名称又は内容	
あなたに関する情報を開示することに決定した理由	
開示を実施する日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この通知に係る開示決定（以下「開示決定」といいます。）について不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この開示決定については、上記1の審査請求のほか、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、開示決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、開示決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この開示決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや開示決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの開示決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや開示決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

請求者（法定代理人等が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名）
郵便番号
住 所
氏 名
連絡先（電話番号）

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求をする 保有個人情報の 内 容	訂正を求める保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
訂正を求める内容	訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入してください。

※法定代理人等が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の区分 該当するものの □に✓印を記入 してください。	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の氏名 及び住所	氏 名
	住所 (郵便番号) 連絡先(電話番号)

- (注) 1 請求の際には、次の書類の提出又は提示が必要です。
 (1) 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報部分開示決定通知書又は山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条に規定する法令等により開示を受けた保有個人情報についてはその旨を証明する書類
 (2) 本人であることを証明する書類（運転免許証等）
 (3) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類
 2 法定代理人等が請求する場合には、(注) 1の書類のほか、本人との関係（資格）を証明する書類（戸籍全部事項証明書、戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

※次の欄は記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 法定代理人等の資格 () <input type="checkbox"/> 事実との合致を証明する書類 ()	
所管課 課	備考	整理番号 —
		受付印

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報部分訂正決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付で請求があった保有個人情報の訂正については、次のとおりその一部を訂正することに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂 正 し な い 部 分 及 び そ の 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報非訂正決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
訂 正 し な い 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の訂正については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定期間を延長したので通知します。

請求があった 保有個人情報の内容	
山形県後期高齢者医療 広域連合個人情報保護 条例第31条第1項の 規定による当初の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課	課 電話番号 (内線)
備考	

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の訂正については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定期間を特例延長したので通知します。

請求があった 保有個人情報の内容	
山形県後期高齢者医療 広域連合個人情報保護 条例第31条第1項の 規定による当初の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 例 延 長 後 の 決 定 期 限	年 月 日
特 例 延 長 の 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 山形県後期高齢者医療広域連合長

請求者 (法定代理人等が法人である場合は、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名)
郵便番号
住 所
氏 名
連絡先 (電話番号)

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求をする保有個人情報の内容 (利用停止を求める保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
利用停止を求める内容及び理由 (利用停止を求める内容に該当するものの□に✓印を記入し、利用停止の理由を具体的に記入してください。)	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 提供の停止

※法定代理人等が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの□に✓印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
本人の氏名及び住所	氏 名 住所	(郵便番号) 連絡先 (電話番号)

(注) 1 請求の際には、次の書類の提出又は提示が必要です。

- (1) 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報部分開示決定通知書、保有個人情報非開示決定通知書又は山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条に規定する法令等により開示を受けた保有個人情報についてはその旨を証明する書類
 - (2) 本人であることを証明する書類 (運転免許証等)
- 2 法定代理人等が請求する場合には、(注) 1の書類のほか、本人との関係 (資格) を証明する書類 (戸籍全部事項証明書、戸籍謄本等) の提出又は提示が必要です。

※次の欄は記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 法定代理人等の資格 ()	
所管課 課	備考	整理番号 — 受付印

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をすることに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第37条において準用する同条例第30条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
利用停止の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報部分利用停止決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の利用停止については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第37条において準用する同条例第30条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 を し ない 部 分 及 び 其 の 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報非利用停止決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第37条において準用する同条例第30条第1項の規定により通知します。

請求があった 保有個人情報の 内 容	
利用停止を しない理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

- この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において山形県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の利用停止については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第37条において準用する同条例第31条第2項の規定により、次のとおり利用停止をするかどうかの決定期間を延長したので通知します。

請求があった 保有個人情報の内容	
山形県後期高齢者医療 広域連合個人情報保護 条例第37条において 準用する第31条第1項 の規定による当初の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

回

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の利用停止については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第37条において準用する同条例第32条の規定により、次のとおり利用停止をするかどうかの決定期間を特例延長したので通知します。

請求があった 保有個人情報の内容	
山形県後期高齢者医療 広域連合個人情報保護 条例第37条において 準用する第31条第1項 の規定による当初の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 例 延 長 後 の 決 定 期 限	年 月 日
特 例 延 長 の 理 由	
所 管 課	課 電話番号 (内線)
備 考	

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしましたので、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第39条の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の 名称又は内容	
審査請求に係る 決定内容	
審査請求の 趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
審査請求日	年 月 日
諮問日	年 月 日
所管課	課 電話番号 (内線)
備考	